

令和 5 年 9 月 26 日
九州地方整備局

**10・11・12月は建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を目的とした
「建設業取引適正化推進期間」です。**

**推進期間中は九州地方整備局と九州各県による建設業者への立入検査の実施等、
集中的に建設業法の法令遵守に関する活動を実施します。**

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要です。

このため、毎年10月から12月の3か月間を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施しています。

今年度についても、引き続き、10月から12月の期間において、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図ってまいります。

1. 実施期間

令和5年10月1日～令和5年12月28日

2. 主催

九州地方整備局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

3. 主な取組み

- (1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動
- (2) 建設企業等を対象とした建設業法等に関する講習会の開催
- (3) 建設業者への立入検査等の実施

別添1：令和5年度「建設業取引適正化推進期間」における主な取組みについて

別添2：建設企業のための適正取引に関する資料・各種相談窓口

別添3：「建設業取引適正化推進月間」広報ポスター

【問合せ先】

九州地方整備局 電話番号：092-471-6331（代表）

FAX番号：092-476-3511

建政部 建設産業課長 井田 悟志（いだ さとし）（内線6141）

建設産業課長補佐 高島 幸伸（たかしま ゆきのぶ）（内線6130）

令和5年度「建設業取引適正化推進期間」における主な取組みについて

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

- ① 九州地方整備局本局・事務所、および県本庁・土木事務所、市区町村に適正取引に関するポスター・リーフレットの配布・掲示等を行います。
- ② 九州地方整備局のホームページにて、取引の適正化に関する普及啓発のため、推進期間の取組等について広報を行います。
- ③ 九州管内の建設業関係団体に対して、推進期間中における取引の適正化に関する取組の周知依頼をするとともに、各取組に関する協力依頼を行います。

(2) 建設企業等を対象とした建設業法令遵守講習会の開催

建設業に関係する制度の改正や、一層の法令遵守の徹底を目的に、建設企業を対象とした建設業法令遵守講習会を開催致します。

- ・ 日 時：令和5年11月22日（水）13:30～（予定）
- ・ 開催方法：オンライン（Teams）
- ・ 共 催：日本建設業連合会九州支部、九州各県建設業協会、
建設産業専門団体九州地区連合会、九州各県

詳細については、後日ご案内致します。

また、建設業法等の周知を目的とした関係団体等が主催する講習会・セミナー等に対して、年間を通じて、講師派遣を行っていますので、詳しくは九州地方整備局建政部のホームページをご覧ください。

(http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#suisin)

(3) 立入検査等の実施

九州地方整備局と各県合同による、

- ① 大臣許可業者への立入検査を管内全ての県で実施します。
- ② 県知事許可業者への立入検査を管内全ての県で実施します。

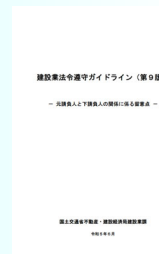
立入検査に当たっては、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、長時間労働を抑制する観点から適正な工期の確保に重点を置き、必要な注意喚起を実施します。

建設企業のための適正取引に関する資料・各種相談窓口

○建設業法令遵守ガイドライン

法律の不知による法令違反行為の防止を図るため、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示したもの

⇒ http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html



○建設業における適正な取引の推進にむけて(リーフレット)

発注者・受注者編

<https://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/20230331-1.pdf>

元請・下請編

<https://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/20230331-2.pdf>



○建設企業のための適正取引ハンドブック

建設業の取引条件の改善に向けて建設業法違反となる取引上の行為や注意点と目指すべき取引のあり方などをまとめたもの

⇒ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html



○各種相談窓口について

建設業に関する相談、請負契約に関するトラブル、建設業に係る法令違反行為の通報の窓口、講師派遣の申し込み

⇒ http://www.qsr.mlit.go.jp/site_files/file/pdf/soudanmadoguchi.pdf



この機会にぜひご確認ください!!

～ みんなで守る適正取引 ～

請負代金や工期設定は 適切ですか？



通常よりもかなり短い工期で契約していませんか？



担い手確保には、
適正な請負代金・工期・
価格転嫁が必要です。



令和5年度 10・11・12月

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間

検索

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構